

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）（抄）

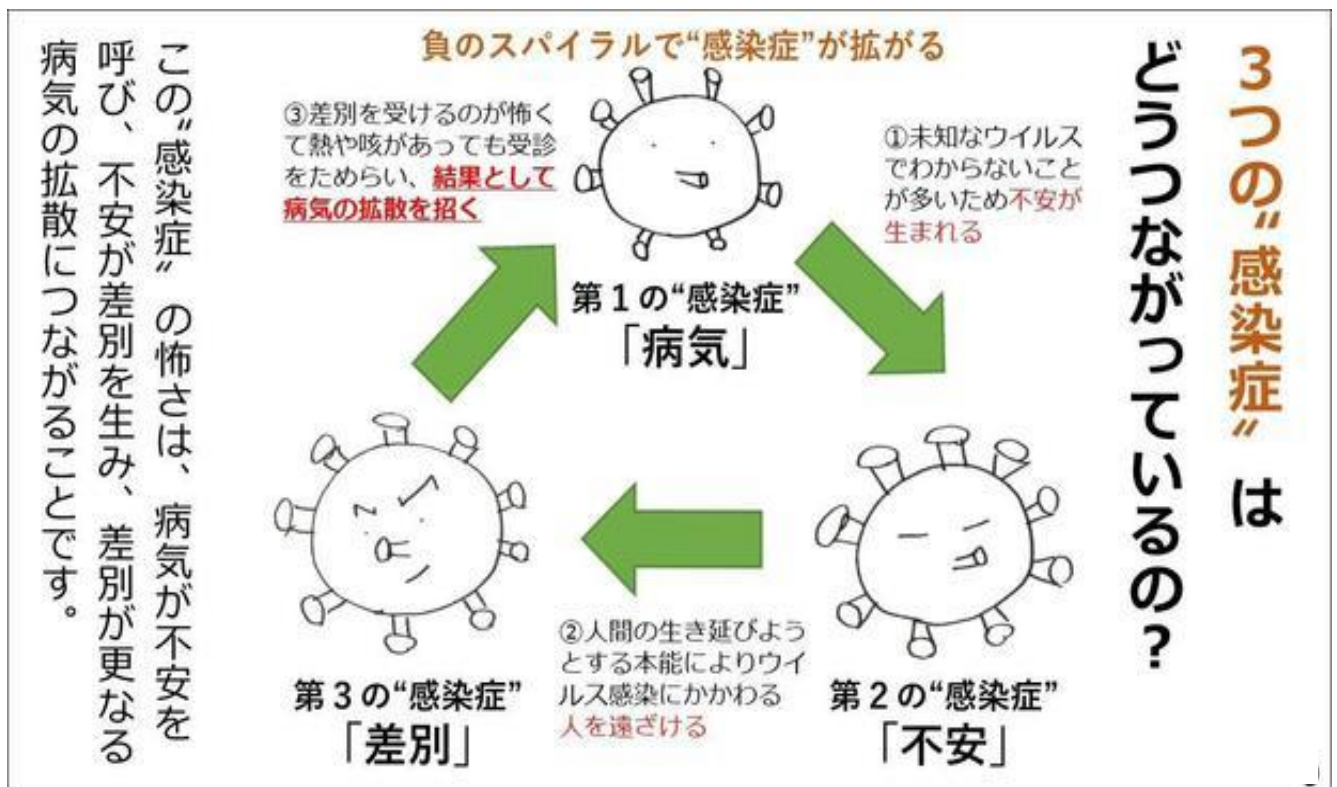
〈令和3年2月13日施行〉

（知識の普及等）

第13条

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為



出典：日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部

「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」

《こんな事例が起こっています…》

病院で感染者が出たことを理由に  
子どもの保育園利用を拒否されました…



感染者が発生した学校の生徒や  
その家族が来店を拒否されました…



感染者の名前や行動などの個人情報  
が SNS で公表され非難されました…



# ストップ!! コロナ差別

新型コロナウイルス感染症に関する  
様々な差別的取り扱いが報告されています。  
**佐賀県は「慈しみ合う」県です。**  
このような時こそ人の痛みにも敏感になり、  
共に支え合い、力を合わせて乗り越えましょう。

※  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に  
偏見や差別を防止するための規定が  
設けられました!



※新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 令和3年2月13日施行

## 不当な差別や偏見に関する相談窓口

みんなの人権110番 ☎0570-003-110(平日8:30~17:15)

人権啓発センターさが ☎0952-25-7229(平日9:00~17:00)

人権啓発センターさが

検索

